

平成 29 年度

新公会計制度を活用した事務事業評価
【試行実施】
(平成 27 年度事務事業分)

平成 30 年 3 月
稲城市企画政策課

新公会計制度を活用した事務事業評価

1 本市の取組み

事務事業評価は、行政改革の一環として、「Plan（計画）－Do（実施）－ Check（評価）－Action（改善）」のマネジメントサイクルを構築することによって行政改革を推進し、効率的で質の高い行政の実現、成果重視の行政サービスの確立等を図るための取組みとして、平成 14 年度及び平成 15 年度にモデル実施を行い、平成 16 年度から本格実施をしてきました。

平成 26 年度からは、企業会計的な手法を導入した新公会計制度を活用した事務事業評価について、市民で構成される行政改革監理委員会において検討を進めてまいりました。平成 27 年度には 2 事業をモデル事業として実施し、平成 28 年度には、各部 1 事業（予算書上の事務事業）を対象に試行実施を開始。平成 29 年度については、2 事業（予算書上の事務事業）を対象に試行実施を行いました。

2 新公会計制度を活用した事務事業評価の必要性

新公会計制度は、現金だけでなく全ての資産・負債の移動、収益、費用などを記録する「発生主義・複式簿記」による企業会計的な手法で、「現金主義・単式簿記」を特徴とする地方公共団体の官庁会計では把握することのできなかつたストック情報（現金以外の資産や負債）やコスト情報（建物の減価償却費や退職給付引当金等）を含めたフルコストを把握することができます。

本市では、平成 23 年度決算分より、新公会計制度を導入した財務書類の作成を開始しております。この新公会計制度を事務事業評価に活用することにより、減価償却費等を含めて事業別フルコスト分析が可能となりました。今まで目に見えなかつた費用が明らかになるため、財政の効率化・適正化を推進することができます。

3 事務事業評価の目的

(1) 財源等の有効活用

社会状況や経済状況などから、コストの削減とスクラップ・アンド・ビルドの徹底が求められています。事務事業評価を踏まえて、予算積算の判断材料の資料として活用し、限られた財源等を有効に活用してまいります。

(2) 事務事業の改善、効率性の向上

高度化・多様化する住民ニーズに限られた行政資源を効果的・効率的に活用するために、どのように事務事業の改革・改善をしながら実施していくかが重要になってきています。事務事業評価を実施することで、行政サービスの達成度や費用対効果を評価し、事務事業の改善や効率性を向上させてまいります。

(3) 市民への説明責任

わかりやすい客観的な指標を用いて事務事業評価を実施し、事務事業の成果や評価結果を市民に公表することで、市の事業を理解していただくとともに、説明責任を果たし

てまいります。

(4) 職員の意識改革

事務事業評価を通じて、事務事業の本来の目的、コストや成果、業務の改善等の職員の意識改革を推進してまいります。

4 対象事業の選定

本年度の試行実施対象事業については、企画政策課が候補を選定し、庁議で決定しています。

5 評価方法

各事業の所管課が記入する「新公会計制度を活用した事務事業評価票」を基に、行政改革監理委員会において、効率性・成果の視点で事業方法などに関するコメント評価を行います。

行政改革監理委員会による外部評価を実施することにより、評価の客観性・透明性を確保するとともに、市民の立場から事業を検証することができ、もって効率的・効果的な行財政運営の推進に寄与することができます。

6 評価結果

本年度対象の2事業の評価結果は、別紙の「稲城市行政改革監理委員会 評価表」のとおりです。

7 評価を受けての市の方針の作成

行政改革監理委員会の評価を踏まえ、各事務事業の所管課は、「評価を受けての市の方針」を作成しています。

8 評価結果の活用

各事務事業の所管課は、「評価を受けての市の方針」に従い次年度以降の事業運営に活用いたします。

■ 稲城市行政改革監理委員会 評価表

平成29年度 新公会計制度を活用した事務事業評価【試行実施】（平成27年度事務事業分）

No.	事務事業名	担当課名	行政改革監理委員会による評価コメント (効率性・成果の視点を踏まえた事業方法などに関する評価)	評価を受けての 市の方針
1	ごみ減量再資源化 推進事業/塵芥収集 運搬処理事業	環境課	<p>ごみの減量と資源の再利用については、着実な実施をしており評価できる。</p> <p>総廃棄物量の削減に関しては、相対的に割合の大きい「生ごみ」をターゲットに絞り、減量の方法(例:水気を絞るだけで、ごみの量が大幅に削減される等)を広報紙で分かり易く周知・啓発していくことも有効と考える。</p> <p>また、ごみの焼却施設(多摩川衛生組合)の能力を将来にわたり最大限に有効活用できるように工夫をしてほしい。</p>	<p>生ごみの減量については、広報紙「ごみ減量特集号」やごみ減量に関する地域説明会で、写真を使った水切りネットの使用推奨等を実施している。今後も、機会を捉えて、広く分かりやすい周知・啓発に努めていく。</p> <p>ごみ焼却施設については、狛江市・稲城市・府中市・国立市の四市で構成される一部事務組合である多摩川衛生組合において、ごみ量やごみの処理能力を見極めつつ、施設が長期間、継続的に安定して稼働できるよう適切な施設の管理運営を行っている。</p> <p>引き続き、廃棄物の適切な処理に努めるとともに、市民の皆さまに対して周知・啓発を積極的に行うこと等により、ごみの減量と資源の再利用を推進していく。</p>
2	生活保護関係費/生活保護事業	生活福祉課	<p>生活保護は社会のセーフティネットを形成する最も重要な行政の仕事の1つであるが、制度を知らないために保護を受給していない方も相当数いることが見込まれる。制度の周知方法を工夫するなど、捕捉率(生活保護を受給する権利がある方のうち、実際に生活保護を受けている人の割合)を上げるための取組みを積極的に推進してほしい。</p> <p>また、単にコスト面での効率性を追求するのではなく、適正な職員配置を見極めるなど、手厚い行政を進めてほしい。</p>	<p>制度の周知については、市ホームページでの周知の他、窓口における「保護のしおり」を用いた制度全般の説明など、相談者等の立場に立った丁寧な説明を実施している。今後も引き続き、相談者等に寄り添い、丁寧かつきめ細やかな対応に努めていく。</p> <p>なお、適正な職員配置については、現状で、社会福祉法第16条第1項第2号に規定する標準数(80名の被保護者に対して1名のケースワーカー)となっており、適正な水準となっている。また、ケースワーカーの他に面接相談員、就労支援員、認定調査員、経理担当等を配置することによって、より丁寧な対応に努めてきている。引き続き、被保護者数の増減を見極めながら、適正な職員配置などにより、事業実施を図っていく。</p>

新公会計制度を活用した事務事業評価票

(様式第1号)

No.	1	予算書上の事業名	ごみ減量再資源化推進事業/塵芥収集運搬処理事業	事業開始	昭和 39 年度
担当課	市民部環境課			内線	262

実施方法	■ 直接実施 ■ 業務委託(委託先: (株)加藤商事、(株)調布清掃、(株)ペエックス) ■ 補助・助成(交付先: 自治会・住宅管理組合等、生ごみ処理機購入) <input type="checkbox"/> その他()	予算科目	款	4	衛生費
			項	2	清掃費
			目	3/2	塵芥処理費/美化推進費
			事業	1/2	ごみ減量再資源化推進事業/塵芥収集運搬処理事業

目的
ごみ減量と資源の再利用を図ることにより循環型社会の形成を促進するとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、「廃棄物処理法」という。)に基づき一般廃棄物を適切に処理することにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

対象
全市民

根拠法令
廃棄物処理法、稲城市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例

根拠計画
第二次稲城市環境基本計画、第二次稲城市一般廃棄物処理基本計画

事業概要

■ごみ減量再資源化推進事業
 循環型社会の考え方のもと、ごみの減量及び再資源化を進めるため、以下の事業を実施した。
 (1)資源物回収委託、古紙・古布・有害・金属物収集運搬委託(委託業者に資源物(びん、缶、ペットボトル、古紙等)の収集・運搬を委託するもの)
 (2)各種処理委託(資源物、容器包装製品、廃蛍光管・廃乾電池等)
 (3)ごみ・リサイクルカレンダーの配布(年1回全戸配布、転入時配布)
 (4)家庭剪定枝のリサイクル業務委託(家庭から出た樹木の枝を破砕機によりチップ化し公園で再利用するもの。チップ化は実施地区を変えながら市内各所で年35回程度実施)
 (5)広報特集号の作成(年1回全戸配布)
 (6)ごみ減量機器購入(生ごみ処理容器)の助成金
 (7)資源集団回収補助金(自治会等の地域団体が自主的に実施する資源物回収に対して補助金を交付)

■塵芥収集運搬処理事業
 市内全域の一般廃棄物(可燃・不燃・粗大の家庭ごみ)を適切に処理するため、収集・運搬・処理を以下のとおり委託等により実施した。
 (1)塵芥収集運搬等委託(委託業者に一般廃棄物の収集・運搬を委託するもの。
 (2)ごみ処理袋取扱店受付・配送等委託(ごみ処理袋を取扱店へ配送するもの)
 (3)多摩川衛生組合塵芥処理負担金(4市が共同で運営する一般廃棄物の焼却施設の運営に係る経費)
 (4)東京たま広域資源循環組合負担金(多摩地域25市1町が共同で運営する一般廃棄物の最終処分(焼却灰のエコセメント化)事業に係る経費)
 ★家庭ごみの収集運搬体制については、可燃を週2回、不燃・粗大を週1回、資源物が区分によって随時～月1回の頻度で、戸別回収または拠点回収により収集車26台の体制で実施している。また、廃棄物・資源物の総回収量は事業所分を含めて年間で約21,800 tとなっている。

成果指標名	単位	25年度実績	26年度実績	27年度実績
		25年度目標値・想定値	26年度目標値・想定値	27年度目標値・想定値
1人1日あたりの一般廃棄物排出量 〔可燃・不燃の家庭ごみ〕 (※目標値は稲城市一般廃棄物処理基本計画に基づく)	g	468.7	463.1	460.8
		515g以下	(平成30年度 452g以下)	

成果

【成果を上げるために実施した特筆的な取組み】(平成27年度実績)
 ・宅配便を活用した小型電子機器回収の開始(新規) ・ごみ減量説明会の開催(4回)
 ・食品ロス対策(フードドライブ)イベント回収実施(新規1回) ・環境学習会(おもちゃの病院)の開催(3回)
 ・広報いなぎごみ減量特集号発行(1回) ・生ごみ処理容器助成制度(46基)
 ・ごみ・リサイクルカレンダーの内容充実(23P→27P) ・ごみ減量啓発チラシの全戸配布(A3両面)
 ・資源物の集団回収補助団体の拡大(68団体→72団体)
 ・廃棄物減量等推進員連絡協議会発行「ごみ減量だより」発行(2回)
 ・拠点回収(使用済みインクカートリッジ10箇所 小型電子機器11箇所)

【担当課コメント】人口の増加に伴い廃棄物の総量は増加傾向にあるなかで、ごみの再資源化の促進や分別の徹底により、市民1人1日あたりの一般廃棄物(可燃・不燃の家庭ごみ)排出量を減少させることができた。

効率性項目	単位	25年度実績	26年度実績	27年度実績
		25年度目標値・想定値	26年度目標値・想定値	27年度目標値・想定値
1年間の総廃棄物量 〔可燃・不燃・資源・粗大・有害・持込〕	t	21,536	21,489	21,833
(1人1日あたりの一般廃棄物排出量で目標を管理している。)				
1単位当たりのコスト	単位	25年度実績	26年度実績	27年度実績
総行政コスト/1年間の総廃棄物量〔可燃・不燃・資源・粗大・有害・持込〕	円/t	58,977	60,952	59,073
純行政コスト/1年間の総廃棄物量〔可燃・不燃・資源・粗大・有害・持込〕	円/t	34,056	39,321	37,773

【効率性を上げるために実施した特筆的な取組み】収集運搬等委託業者との連絡会を年2～3回実施しているほか、収集に関する問題が発生した場合は随時連絡を行い、連携を密に行うことでスムーズな収集運搬を実現するとともに、突発的な事案の発生を未然に予防することにより業務の効率化を図っている。

【担当課コメント】人口増加に伴うごみ総排出量の増加により、委託先の労務量は増加し、市の経費(委託料)は増加傾向にある。ごみ分別等に関する市民への周知を徹底することにより資源の再利用を促進するとともに、収集運搬等委託業者との連携を密に行うこと等により、効率的かつ確実に廃棄物の収集運搬等を行っている。

今後の課題
ごみの分別・再資源化の推進により、市民1人あたりの一般廃棄物排出量は減少傾向(平成24年度476g/日→平成26年度463g/日)にあるが、人口増加に伴い廃棄物の総量自体は増加傾向にあり、収集運搬等業務をより一層効率的に実施していく必要がある。

今後の展望等
引き続き、ごみの分別・再資源化等を推進するとともに、効率的かつ確実に廃棄物の収集運搬・処理を行っていく。

事業別行政コスト計算書(公会計システムから出力)

	25年度決算	26年度決算	27年度決算	備考・主な費目
事業名称	塵芥収集運搬処理事業/ごみ減量再資源化推進事業	塵芥収集運搬処理事業/ごみ減量再資源化推進事業	塵芥収集運搬処理事業/ごみ減量再資源化推進事業	
科目名称	金額(円)	金額(円)	金額(円)	
02.職員給料等	28,638,573	30,296,387	29,321,568	正規職員・再任用職員給料(共済費・手当・賞与・負担金を含む) ※下記の人工から計算しています。
04.退職給付費用	0	0	0	退職給付に必要な引当金繰入
05.その他の人件費	5,538,676	5,255,433	5,192,735	臨時職員賃金、専務的非常勤報酬、委員報酬
06.消耗品費等 (消耗品費、燃料費、原材料費、備品購入費)	32,708,233	39,441,621	40,667,562	消耗品費、燃料費、原材料費、備品購入費(50万円未満)
07.維持補修費	10,762	23,760	32,400	修繕料
08.減価償却費	947,467	894,267	861,999	固定資産台帳を基に算出
09.その他の物件費	3,985,826	3,807,342	4,378,923	印刷費、光熱水費、通信運搬費
10.業務費		0	0	旅費
11.委託費	527,891,036	564,420,187	564,969,922	資産形成を伴わない委託費(運営や点検の委託)
13.その他の経費	979,906	597,967	575,130	使用料、賃借料、手数料、保険料、委員報償費、交際費
18.他会計への移転支出				他会計への繰出金
19.補助金等移転支出	669,435,491	665,071,015	643,743,901	負担金、補助金、交付金
20.社会保障関係費等移転支出		0	0	扶助費
21.その他の移転支出				補償、補填、寄付金、公課費
上記合計(総行政コスト)a	1,270,135,970	1,309,807,979	1,289,744,140	-
受益者負担額等b	269,450,010	265,398,245	279,296,965	使用料手数料等
その他(国・都支出金・雑入等)c	267,258,867	199,448,366	185,757,235	多摩川衛生組合塵芥処理負担金精算金等
純行政コストa-b-c	733,427,093	844,961,368	824,689,940	-

■作業人工について

職種	25年度	人工	26年度	人工	27年度	人工
正職員	3.5	人工	3.5	人工	3.5	人工
再任用職員		人工		人工		人工
専務的非常勤職員	1.5	人工	1.5	人工	1.5	人工

■(参考)担当課職員数(庁舎)

正職員	11人
再任用職員	人
専務的非常勤職員	3人

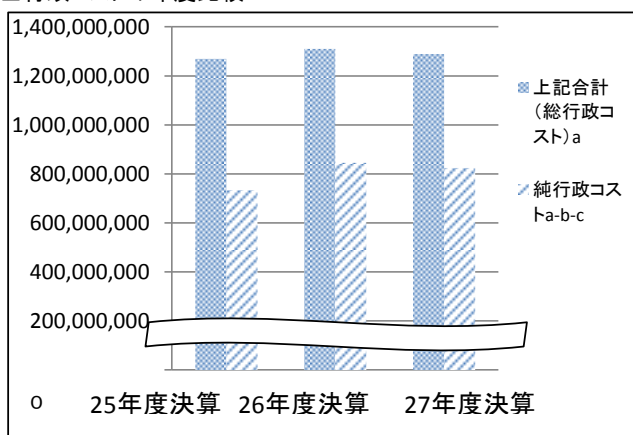
■特徴的なコストについて

主な科目	主な内容・増減理由・効果
06.消耗品費等	指定ごみ収集袋の数量及び単価上昇等により、平成26年度に6,733,388円の増額となった。
11.委託料	人口の増加に伴うごみ・資源物収集量の増加及び労務費の上昇により、平成26年度に36,529,151円の増額となった。
その他(国・都支出金・雑入等)	主に、4市で構成する多摩川衛生組合の歳入歳出差引額を精算金として歳入したものの。平成26年度から、多摩川衛生組合が広域支援として独自に実施していた構成市以外のごみ受託処理料を精算金とせず、今後想定される施設の延命化に備えて組合の基金に積立てることとしたため、平成26年度に67,810,501円の減額となった。

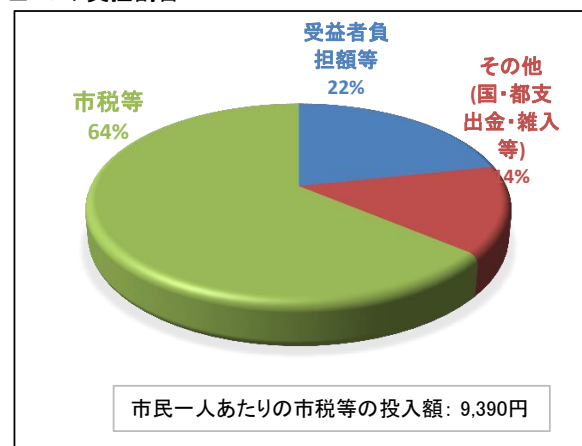
■他市比較(参考)

指標名	稲城市 (H27.4.1人口:87,828人)	関東自治体1例 (人口:40万人規模)	関西自治体1例 (人口:35万人規模)	※注釈
廃棄物(一般廃棄物+資源物)1tあたりのコスト	59,073円	61,025円	81,471円	人口規模が異なり、また、予算事業の組み方(含まれている費用の範囲)や数値の按分方法等が各市によって異なるため、単純に数値上での比較はできません。参考値としてご利用ください。
市民一人あたりの市税等の投入額	9,390円	11,916円	10,870円	

■行政コストの年度比較



■コスト負担割合



No.	2	予算書上の事業名	生活保護関係費/生活保護事業	事業開始	昭和 - 年度
担当課	福祉部生活福祉課			内線	215

実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託(委託先: <input type="checkbox"/> 補助・助成(交付先: <input type="checkbox"/> その他()) 予算科目	款	3	民生費
			項	3	生活保護費
			目	1・2	生活保護総務費/扶助費
			事業	2・1	生活保護関係費/生活保護事業
目的	日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする(生活保護法第1条)。				
対象	生活に困窮する方				
根拠法令	生活保護法				
根拠計画	第二次稲城市保健福祉総合計画(H24~29年度)				
事業概要	生活に困窮する方(約1,250人)に対し、その困窮の程度に応じて、生活・教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭について扶助(保護費の支給)を行う。 <input checked="" type="checkbox"/> 認定・保護の実施等 生活に困窮する方からの相談に基づき、所得等の確認を行い、その困窮の程度に応じて保護費を支給する。受給者の家庭を定期的に訪問し、生活の状況を確認するとともに、自立支援の促進を含め、必要な支援を行う。 <input checked="" type="checkbox"/> 自立支援 就労意欲不足や求職活動の知識不足のためハローワークですぐ求職活動ができない者について、生活保護就労支援員が面談し、意欲喚起、求人情報の提供、履歴書作成等の支援等を行う。				
成果	成果指標名	単位	25年度実績	26年度実績	27年度実績
			25年度想定値	26年度想定値	27年度想定値
	被保護者数	件	1,256	1,250	1,254
			1,258	1,333	1,262
	【成果を上げるために実施した特筆的な取組み】 生活保護の適正実施に向け、以下の取組みを行った。 <input checked="" type="checkbox"/> 相談について 面接相談員が窓口となり多種多様な相談を受け、保護制度の説明を行った後、保護申請の意志の有無を確認する。生活保護基準に該当しない可能性がある場合は、生活困窮者自立支援法の相談窓口とも、連携し、必要な支援を継続していく。傷病・障害等により来所できない相談者については、相談可能な場所において、地区担当員が対応する(面接相談延べ件数:H25年度470件・H26年度372件・H27年度291件)。 <input checked="" type="checkbox"/> 不正受給の防止 生活保護制度の信頼を揺るがす不正受給を防止・発見するため、年金受給権資格調査の実施(随時・未調査の被保護者を照合)、住民税課税台帳との照合(年1回・全被保護者を照合)及び収入申告書の徴収(年1回以上・全被保護者より徴収)を行う。また、定期訪問時や基準改定の通知発送時等、随時収入申告義務の周知を行い、申告の徹底を図る。 <input checked="" type="checkbox"/> 周知について 年1回(3月末)、各被保護者世帯に生活保護制度の周知としてお知らせを郵送している。また、市ホームページでもH28年度より生活保護制度のPRを開始した。				
	【担当課コメント】 市の人口は増加しているが、景気の緩やかな回復により生活保護者数は横ばいに推移し、保護率(市内人口の内、生活保護を受けている世帯員の割合)は減少傾向にある。 [保護率]25年度:1.46%⇒26年度:1.44%⇒27年度:1.43%				
効率性(単位あたりのコスト分析)	効率性項目	単位	25年度実績	26年度実績	27年度実績
			25年度想定値	26年度想定値	27年度想定値
	被保護者数	人員	1,256	1,250	1,254
			1,258	1,333	1,262
	1単位当たりのコスト	単位	25年度実績	26年度実績	27年度実績
	総行政コスト/被保護者数	円/人員	1,762,854	1,763,818	1,800,203
	純行政コスト/被保護者数	円/人員	440,388	430,760	495,994
	【効率性を上げるために実施した特筆的な取組み】 生活保護の適正実施に向け、就労指導(就労支援員の設置)、医療扶助の適正化(重複で同じ薬を2箇所から貰っている人のチェック・後発医療薬品(ジェネリック)の使用促進)、不正受給対策(面接相談員の設置)、他法他施策の確認等に取り組んでいる。				
	【担当課コメント】 ・生活保護の被保護者数は横ばい傾向であるが、受給者の高齢化等の理由により、1件あたりの保護額が大きくなり、被保護者1人あたりのコストも増加傾向にある。				
今後の課題	受給者の高齢化に伴い、保護費の約半分を占める医療費の増加が課題。				
今後の展望等	生活保護の制度上、大幅な増減は見込めないが、H30年度に生活保護法改正(5年に1度生活扶助基準の検証を行う年度)を予定していて、①生活扶助の基準改定(減額)②薬局と連携した服薬管理・指導等の強化モデル事業(被保護者が通う薬局を1つに特定)③被保護世帯の子どもたちの生活習慣病(虫歯・肥満が多い)に対する健康管理支援④大学に進学した生活保護受給世帯の子どもに一時金を給付等が挙げられている。				

事業別行政コスト計算書(公会計システムから出力)

事業名称 科目名称	25年度決算	26年度決算	27年度決算	備考・主な費目
	生活保護関係費/生活保護事業 金額(円)	生活保護関係費/生活保護事業 金額(円)	生活保護関係費/生活保護事業 金額(円)	
02.職員給料等	98,198,231	116,304,616	117,041,174	正規職員・再任用職員給料(共済費・手当・賞与・負担金を含む) ※下記の人工から計算しています。
04.退職給付費用	0	0	0	退職給付に必要な引当金繰入
05.その他の人件費	1,806,000	1,806,814	4,216,265	臨時職員賃金、専務的非常勤報酬、委員報酬
06.消耗品費等 (消耗品費、燃料費、原材料費、備品購入費)	260,088	218,412	182,770	消耗品費、燃料費、原材料費、備品購入費(50万円未満)
07.維持補修費	0	0	0	修繕料
08.減価償却費	2,842,400	2,682,800	2,585,998	固定資産台帳を基に算出
09.その他の物件費	1,875,205	1,880,853	2,001,179	印刷費、光熱水費、通信運搬費
10.業務費	153,480	148,440	140,181	旅費
11.委託費	7,300,868	7,116,786	2,060,862	資産形成を伴わない委託費(運営や点検の委託)
13.その他の経費	4,492,602	3,128,477	147	使用料、賃借料、手数料、保険料、委員報償費、交際費
18.他会計への移転支出	0	0	0	他会計への繰入金
19.補助金等移転支出	24,000	12,000	12,000	負担金、補助金、交付金
20.社会保障関係費等移転支出	2,097,191,527	2,071,473,727	2,129,213,774	扶助費
21.その他の移転支出				補償、補填、寄付金、公課費
上記合計(総行政コスト)a	2,214,144,401	2,204,772,925	2,257,454,350	
受益者負担額等b	0	0	0	使用料手数料等
国・都支出金等c	1,661,017,518	1,666,323,426	1,635,478,428	
純行政コストa-b-c	553,126,883	538,449,499	621,975,922	-

■作業人工について

	25年度	人工	26年度	人工	27年度	人工
正職員	10		12		12	
再任用職員	3		3		2	
専務的非常勤職員	0		0		1	

■(参考)担当課職員数(庁舎)

正職員	21人
再任用職員	2人
専務的非常勤職員	3人

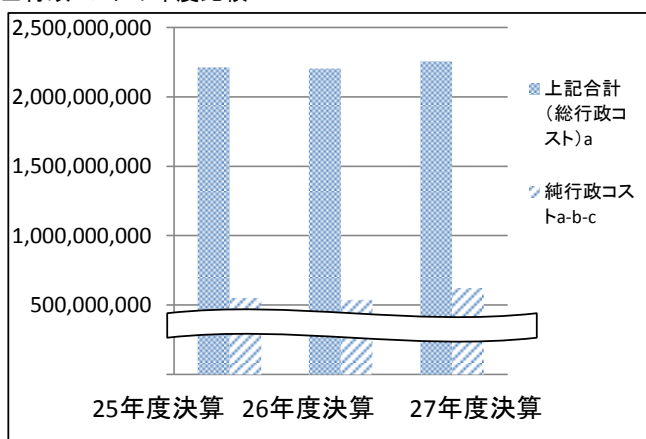
■特徴的なコストについて

主な科目	主な内容・増減理由・効果
11.委託費	(生活保護システム保守管理等委託・生活保護システム就労自立給付金対応改修委託等)福祉総合システム導入に伴い、別部署(情報管理課)の一括管理となったため、生活福祉課としては減額となった。(H26:4,918,968円⇒H27:0円)
13.その他の経費	(生活保護システム機器賃借料等)福祉総合システム導入に伴い、別部署(情報管理課)の一括管理となったため、生活福祉課としては減額となった。(H26:3,127,008円⇒H27:0円)

■他市比較(参考)

指標名	稲城市 (H27.4.1人口:87,828人)	関東自治体1例 (人口:40万人規模)	関西自治体1例 (人口:35万人規模)	※注釈
被保護者1人あたりのコスト	1,800,203円	1,815,851円	1,827,742円	人口規模が異なり、また、予算事業の組み方(含まれている費用の範囲)や数値の按分方法等が各市によって異なるため、単純に数値上での比較はできません。参考値としてご利用ください。
市民一人あたりの市税等の投入額	7,082円	8,138円	8,594円	

■行政コストの年度比較



■コスト負担割合

